

住宅用太陽光発電導入支援対策補助事業 応募要領

(目的)

1. この応募要領は、一般社団法人太陽光発電協会内に設ける太陽光発電普及拡大センター（以下「J-PEC」という。）の住宅用太陽光発電導入支援対策補助事業実施細則（以下「実施細則」という。）に基づく、住宅用太陽光発電導入支援対策補助事業の円滑な運営を図るため、申込方法及びその他の手続を定めたものです。

(用語)

2. この応募要領で使用する用語は、特に定めない限り実施細則において使用する用語の例によります。

(補助金交付の対象)

3. 補助事業者（申込者）は、電灯契約を結んでいる個人、又は、法人（個人事業主を含む）であることとします。
但し、補助事業者が明らかに住居を第三者に賃貸を行う場合は、その賃借人が電灯契約を結ぶものを含みます。
また、設置する建物は、住居として使用されているもの、又は、住居として使用される予定のものであること（店舗、事務所等との兼用は可とする。）とします。

(対象システム)

4. 対象システムは、実施細則第3条に定める要件に適合するものとします。但し、太陽電池モジュール・インバータの補助対象機器を同時に設置する場合には限ります。

(その他の要件)

5. 一般用における工事着工日及び、建売用における引渡し日は、補助金申込み（以下「申込み」）受付開始日（平成22年12月27日（月））以降で、かつ受理決定年月日以降であること。また、一般用における補助金申込書及び工事請負契約書に記載する工事着工予定日、及び、建売用における補助金申込書及び売買契約書に記載する引渡し予定日は、補助金申込書に記載された申込日を起算日として、J-PECの定める休日を除いた15日以内以降とします。尚、補助金申込書に記載する申込日は、補助金申込書を郵便等にて発送する日を記載するものとします。

(応募期間)

6. 実施細則第5条で定める補助金申込みの応募期間は、平成22年12月27日（月）から平成23年3月31日（木）（消印有効）までとします。

(申込みの受付停止)

7. 実施細則第5条第4項の規定に基づき、申込みの受付停止を応募期間内に行う場合があります。
なお、申込みの受付は先着順に行いますが、予算の範囲を超えた受付日をもって申込みの受付を停止し、予算の範囲を超えた翌日に受付した補助金申込書は返却します。
また、予算の範囲を超えた日の補助金申込書の中で抽選を行い、最終的な申込資格者を決定します。

(申込みの資格)

8. 実施細則に定める申込み及び申込方法に係る手続は、次のとおりとします。なお、自己の所有によらない建築物等に対象システム設置を目的として申込みをする場合には、建築物所有者の「承諾欄」に記入の上、捺印をして下さい。
- 申込みの資格を有する者は、対象システムを設置しようとする個人、又は、法人（個人事業主を含む）であって、対象システムの設置予定者、又は、使用予定者が電灯契約をしており、かつ以下の要件を満たしているものとします。
- (1) 受付開始日（平成22年12月27日（月））以降に補助金申込書をJ-PECに提出できる者であること。
 - (2) 受理決定年月日から起算して、一般用の既築の場合は原則として4ヶ月、一般用の新築の場合は原則として7ヶ月以内又は平成24年1月31日（火）のいずれか早い日までに、電力会社と対象システムの電力受給を開始できる者であること。また、建売用の場合は原則として4ヶ月以内又は平成24年1月31日（火）のいずれか早い日までに建物の引渡しを受け、電力会社と対象システムの電力受給を開始できる者であること。

(申込みの方法)

9. 申込みをしようとする者は、定められた応募期間中に次の手続に従って申込みをして下さい。
- (1) 申込者は実施細則の様式第1（一般用）、様式第2（建売用）の補助金申込書を記入、実印を捺印の上、次の書類を添付して1部をJ-PECに提出して下さい。
なお、様式間違いによる申込みは受付せず返却します。
 - 1) 一般用（個人用・法人用）の場合
 - (イ) 機器の購入の証並びに工事期間の確認として「工事請負契約書」等（原則としてお客様控え）の写し
 - ・対象システムの購入が確認できること（契約書の本文に記載がない場合は付属書類で確認できること）
 - ・原則として工事着工予定日並びに工事完了予定日が明記されていること。
 - (ロ) 工事内訳書兼重要事項確認書（一般新築用、既築用）（個人用・法人用同一です。）
 - ・対象システムに限定した工事着工予定日並びに工事完了予定日が記載されていること。
 - ・「太陽電池モジュール」「付属機器」「工事に係る費用」のそれぞれの補助対象経費金額、及びその他経費が明確に記載されていること。
（売上台帳等を基にしたもの）
 - ・重要事項確認欄には、必ず申込者自身による自署、捺印（実印）を行うこと。
 - (ハ) 印鑑証明書（申込日から3ヶ月以内に発行されたもの）
 - (ニ) 建物の所有、及び、住居であることを証明する建物の登記簿謄本（既築の場合）
 - ・別荘等、自己の居住する建物以外（集合住宅の場合も含む）に対象システムを設置しようとする場合に提出して下さい。
 - ・法人（個人事業主含む）が、申込みを行う場合に提出して下さい。
 - (ホ) 会社謄本の原本（現在事項証明書）（申込日から3ヶ月以内に発行されたもの）（法人の場合）、
直近の事業申告書（青色申告書・白色申告書）の写し（個人事業主の場合）
 - (ヘ) 手続のチェックシート（補助金申込用）
 - 2) 建売用（個人用・法人用）の場合
 - (イ) 対象システムの設置された住宅を購入する証として建売住宅の「売買契約書」（原則としてお客様控え）の写し
 - ・原則として、対象システムが含まれていることが記載されていること。
 - ・建売住宅引渡し予定日が明記されていること。

(ロ) 工事内訳書兼重要事項確認書（建売用）（個人用・法人用同一です。）

- ・原則として建物の引渡し予定日が記載されていること。
- ・「太陽電池モジュール」「付属機器」「工事に係る費用」のそれぞれの補助対象経費金額、及びその他経費が明確に記載されていること。（売上台帳等を基にしたもの）
- ・重要事項確認欄には、必ず申込者自身による自署、捺印（実印）を行うこと。

(ハ) 印鑑証明書（申込日から3ヶ月以内に発行されたもの）

(ニ) 会社謄本の原本（現在事項証明書）（申込日から3ヶ月以内に発行されたもの）（法人の場合）、事業申告書（青色申告書・白色申告書）の写し（個人事業主の場合）

(ホ) 手続のチェックシート（補助金申込用）

(2) 申込みは、申込者本人、手続代理人又は手続代行者が、補助金申込書及び(1)に定める添付書類をJ-PECに郵送等（配達記録付き）により行って下さい。

*補助金申込書は信書に該当する為、法的に信書が送付でき、かつ配達記録が確認出来る方法にて送付して下さい。

(3) J-PECは、補助金申込書に記載された内容が実施細則及び技術仕様書に記載する対象システム要件に適合するものと認めた場合は、補助金申込書を受理し、実施細則第6条第1項の規定に基づき、申込者に対して、受理番号、補助金交付申請額、及び受理決定年月日を通知します。

J-PECは、原則としてJ-PECの定める休日を除く14日以内に審査を行い、申込みを受理すべきものと認める者に対し、受理を決定し通知しますが、提出された補助金申込書等に申込者、手続代理人及び手続代行者の原因による不備等がある場合は、申込者、手続代理人及び手続代行者に補助金申込書の返却を行い、具備後、再度審査を行い、J-PECが定める日にて通知を行います。

なお、この「通知」はあくまでも申込みの受理であって、実施細則第10条に定める補助金交付申請書（兼完了報告書）を適正に提出した時点で初めて補助金交付の要件を具備するものとします。

また、補助金交付申請書（兼完了報告書）提出前に実施細則及びこの応募要領に違反したときは、交付決定の権利は失効するものとします。

(4) J-PECは、補助金申込書の内容が実施細則及びこの応募要領に定める要件に適合していないと認めるときは、補助金申込書を受理せず、その旨を申込者に通知します。

(5) J-PECは、補助金申込書が提出された時点において、すでに補助金交付に係る補助金の予定額が予算の範囲を超えているときは申込みの受付を停止し、その旨を申込者に連絡します。

(6) 申込者は、補助金申込受理決定通知書に記載された受理決定年月日以降に、一般用の場合は工事を着工し、建売用の場合は建物の引渡しを受け、電力会社と対象システムの電力受給を開始して下さい。

（計画変更の承認）

10. 補助事業者は、補助金申込受理決定通知書を受領後、実施細則第13条に定める各項目に該当する理由により、計画を変更しようとする場合、及び、完了日を起算日として2ヶ月以内に補助金交付申請書（兼完了報告書）が提出できない場合には、様式第7-1または様式第7-2による計画変更承認申請書を記入、捺印（スタンプ印以外の認め印で可）、会社印（丸印）（法人の場合）の上、J-PECに提出し、あらかじめ承認を得て下さい。

（中止の承認）

11. 補助事業者は、補助金申込受理決定通知書を受領後、やむを得ない理由により対象システムの設置を中止しようとする場合、又は、対象システムの設置された建売住宅の購入を中止しようとする場合は、実施細則第14条に従い、様式第4による中止承認申請書を記入、捺印（スタンプ印以外の認め印で可）、会社印（丸印）（法人の場合）の上、

J-PECに提出し、承認を得てください。

なお、設置場所が変更となる場合、販売業者及び手続代行者が変更となる場合は、中止承認申請書をJ-PECに提出し、承認を得た後、新たに補助金申込書を提出して下さい。

(補助金交付申請書(兼完了報告書)の提出)

12. 補助事業者は、完了日から起算して2ヶ月以内、又は平成24年2月14日(火)のいずれか早い日(必着)までに実施細則の様式第5(一般用)、様式第6(建売用)により補助金交付申請書(兼完了報告書)を記入、実印を捺印の上、次の書類を添付して1部をJ-PECに郵送等にて提出して下さい(補助金交付申請書は信書に該当する為、法的に信書が送付でき、かつ配達記録が確認出来る方法にて送付して下さい)。

なお、完了日とは、電力会社と対象システムの電力受給を開始した日とします。

1) 一般用(個人用・法人用)の場合

(イ) 補助事業者本人の住民票(提出日から3ヶ月以内に発行されたもの)(個人用)

(ロ) 印鑑証明書(提出日から3ヶ月以内に発行されたもの)

(ハ) 対象システムの設置状態(設置された太陽電池モジュール全ての枚数が確認できるもの)を示す写真、及び対象システムが設置された住宅全体の写真(カラー)

*写真により全ての枚数が確認できない場合は、補足としてシステム配置図を添付して下さい。なお、システム配置図はあくまで補足資料であり、必ず写真は添付して下さい。

*集合住宅に設置した場合は、各戸のシステムが判るように写真に記載の上、システム配置図を必ず添付して下さい。

(ニ) 対象システムの設置に係る領収書の写し(補助事業者が、補助対象経費を支払い、販売業者等が受け取ったことが証明できること)

・銀行振込の場合、振込明細書、入金明細書ではなく、必ず領収書を提出して下さい。

・割賦による支払(ローン)等の利用の場合も必ず領収書の提出が必要です。ローンの申込用紙、支払明細書は不可です。また、利用するローンに関しては、対象システムの所有権が補助事業者にあり、必ず販売者から購入者に領収書の発行が出来るものを利用して下さい。但し、リース契約は利用できません。

(ホ) 電力会社との電力受給契約確認書の写し

*電力会社の発行する「太陽光契約に関するお知らせ」等契約を証明する書類の写しでも可とします。(連系開始(予定)日は原則として受理決定年月日以降かつ工事着工日以降であること)

*集合住宅の所有者が設置し電力受給契約者が賃借人の場合は、賃借人名義のものを添付して下さい。その際、賃借人との部屋の賃貸借契約書の写しを必ず添付して下さい。

*新築の集合住宅に対象システムを設置した場合は、補助事業者(所有者)名にて、一旦電力受給契約を行って下さい。

(ヘ) 対象システム(全太陽電池モジュール)の出力対比表(太陽電池の製造番号と実出力の対比ができるもの)

(ト) 建物の所有、及び、住居であることを証明する建物の登記簿謄本(法人の場合の新築および個人の別荘の新築)(提出日から3ヶ月以内に発行されたもの)

(チ) 特殊工事を証明する写真(特殊工事のある場合)

(リ) 手続のチェックシート(完了報告用)

2) 建売用(個人用・法人用)の場合

(イ) 補助事業者本人の住民票(提出日から3ヶ月以内に発行されたもの)(個人用)

(ロ) 印鑑証明書(提出日から3ヶ月以内に発行されたもの)

(ハ) 対象システムの設置状態(設置された太陽電池モジュール全ての枚数が確認できるもの)を示す写真、及び対象システムが設置された住宅全体の写真(カラー)

*写真により全ての枚数が確認できない場合は、補足としてシステム配置図を添付して下さい。なお、システム配置図はあくまで補足資料であり必ず写真は添付して下さい。

- (ニ) 対象システムの設置に係る領収書の写し（補助事業者が、補助対象経費を支払い、販売業者等が受け取ったことが証明できること）
 - ・銀行振込の場合、振込明細書、入金明細書ではなく、必ず領収書を提出して下さい。
 - ・割賦による支払（ローン）等の利用の場合も必ず領収書の提出が必要です。ローンの申込用紙、支払明細書は不可です。また、利用するローンに関しては、対象システムの所有権が補助事業者にあり、必ず販売先が領収書を発行出来るものを利用して下さい。但し、リース契約は利用できません。
- (ホ) 電力会社との電力受給契約確認書の写し
 - * 電力会社の発行する「太陽光契約に関するお知らせ」等契約を証明する書類の写しでも可とします。（連系開始（予定）日は原則として受理決定年月日以降であること）
- (ヘ) 対象システム（全太陽電池モジュール）の出力対比表（太陽電池の製造番号と実出力の対比ができるもの）
- (ト) 特殊工事を証明する写真（特殊工事のある場合）
- (チ) 建物の所有、及び、住居であることを証明する建物の登記簿謄本（法人の場合の新築および個人の別荘の新築）（提出日より3ヶ月以内に発行されたもの）
- (リ) 建築確認済証の写し
- (ヌ) 太陽光発電付き住宅であることが確認できる立面図、屋根伏せ図
- (ル) 手続のチェックシート（完了報告用）

（補助金交付額の決定）

- 1 3. J-PECが、補助金交付申請書（兼完了報告書）を受理したときは、その対象システムが要件に適合することを審査し、適合すると認めたときは、補助金交付額を確定し、補助事業者に対し書面にて通知します。

（処分の承認）

- 1 4. 補助事業者は、対象システムの法定耐用年数の期間内において、対象システムを補助金交付の目的以外に使用、売却、譲渡、交換、貸与、廃棄、又は担保に供するときは、実施細則の様式第3により財産処分承認申請書をJ-PECに提出し、その処分の承認を得て下さい。なお、この場合、補助事業者は、実施細則第20条の規定に基づき、J-PECから交付を受けた補助金の返還を請求されたときは、請求に応じ返還しなければなりません。

（補助金交付申請書関係書類の保管）

- 1 5. 補助事業者は、補助金交付申請に係る提出資料の写し、及び各種通知書類を、当該事業年度の完了した日のJ-PECの会計年度の終了した日から、17年間保管して下さい。

附則

この申請要領は、平成21年11月16日から効力を有するものとする。

附則

この応募要領は、平成22年12月21日から効力を有するものとする。

以上